

対シンガポール・マレーシア「血債」問題とその「解決」

佐藤晋

一、はじめに

日本が、サンフランシスコ平和条約調印以後に正式な賠償を支払つたのは、ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナムの四力国⁽¹⁾であつた。すでに筆者らが別のところで指摘したように、これらの諸国との賠償は、結局は「賠償プラス経済協力」という形となり、その交渉において、戦争被害に対する償いの意識や贖罪意識が著しく欠けていたことは否定できない。それは、日本が賠償を支払うまでの考慮が、第一に自国の経済発展を阻害しないこと、第二に求償国に配慮した場合であつても、それがいかに共産主義の抑制や望ましい政権の維持につながるかといった政治目的に合致するかどうか、第三にアジア地域における経済的補完関係が育成されるように相手国の経済建設計画を支援する、といった要素に置かれていたからであつた。

一方、こうした賠償交渉の影に隠れてはいるが、日本の戦争責任が問われた外交案件としてシンガポールおよびマレーシアとの「血債」問題がある。これは、日本軍によるシンガポール占領時の華人虐殺という事実が浮かび上がつた中で、シンガポール・マレーシアへの謝罪のあり方が交渉議題となつた例であつた。⁽²⁾ 正式な賠償ではなく、「準賠償」と呼ばれている

両国への支払いであつたが、この交渉を分析すると、そこには当時の日本政府が戦争責任について抱いていた認識が読み取れる。

本稿では、シンガポールおよびマレーシアとのいわゆる「血債」問題についての外交交渉を取り上げ、当時の日本政府の交渉戦略とその背後に存在していた両地域に対する認識の解明を行いたい。さらに、この過程を通じて、現在もなお戦争責任問題がアジア各地においてくすぶり続ける理由に迫つていきたい。

一、「血債」問題の発生

(一)

一九六二年二月中旬、シンガポールの建築現場から、日本占領期に犠牲となつた大量の遺骨が発見された。これは太平洋戦争初期、一九四二年一月一五日の日本軍によるシンガポール陥落以後の現地華人にに対する「集団検問」と殺害の動かぬ証拠とみられた。これを、日本の外務省アジア局長は、政府内部の会議において、この「シンガポールの場合は戦闘行為終了後行なわれた『市民』に対する虐殺という特殊なケース」と説明していた⁽³⁾。つまり、シンガポールにおける虐殺の事実そのものは、その後の政府間の交渉においても争われることはなかつたのである⁽⁴⁾。よつて、交渉の対象は、日本側がいかなる態度を示すのか、すなわち賠償を払うのか、それとも謝罪の意志を別の形で示すのかといった問題に収束していく。

大量遺骨発見という事態を受けて、シンガポール自治政府は、六二年三月一日、日本に賠償を要求するように、シンガポールの英國当局に申し入れた。一方、民間において請求運動の中心となつたのは、中華総商会であり、総商会は五〇〇〇万マラヤ・ドル（約六〇億円）の賠償金支払を日本政府に要求する方針を決定した⁽⁵⁾。そこで、シンガポール自治政府は三月上旬に工力フェ会議出席のために来日していたゴー・ケンスイー（Goh Keng Swee）蔵相を通じて非公式な形で「賠償とは離

れて、何らかの措置をとり弔意を表することが適當ではないか」との意向を日本政府に伝えた。⁽⁶⁾ 日本側の記録では、ゴーは、「個人的慰籍金は不要、慰靈碑および教育資金の支出が適當なるべし」との私見を伝えたといふ。⁽⁷⁾ つまり、賠償は必要ない、個別的な対応も必要ないとの意見が伝達されたのである。

当初から日本政府は、シンガポールのイギリス当局に接触した前田憲作総領事が表明したように、「日本政府に対する法的な請求権は存在しない」という立場をとつた。これは、サンフランシスコ平和条約に調印したイギリスが、既に賠償請求権を放棄しているという事実に基づくものであり、在シンガポールのセルカーケ（Lord Selkirk）英國総弁務官も認めていた。その上で、前田総領事は、もしシンガポールで反日感情が根深いという兆候があれば、日本政府に補償として追悼碑建設のような形でのジエスチャード⁽⁸⁾を示すことを勧告することになろうと述べた。

(1)

ところが、前田の悪い予感が当たつたかのように、シンガポールでは中華総商会を中心に反日機運が高まり、新たに耳目を集めることとなつた日本による過去の蛮行への怒りが広がつて行く。駐シンガポール弁務官代理は、「以前には十分に気付くことはなかつた」が、現地のシンガポール住民にとつては簡単に忘れられる性格のものではない問題であることを、本国宛の報告に記した。

三月二八日にリー・クアンユー（Lee Kuan Yew）本人が前田を訪れ、日本が「道義的見地から自発的に何らかの補償を行なう」ことを強く要求した。次に、ゴー蔵相は四月六日に前田を訪れた際に、「金額の問題ではなく、道義的に弔意を示す意味で、記念公園と記念碑を建てる」と日本側から申し出て欲しい」と伝え、金額は五〇万マラヤドル（約六〇〇〇万円）以上はかかるないであろうとの見通しを付け加えた。⁽⁹⁾ その後、リー・クアンユーは、シンガポール自治政府の資金によつて土地を取得し、追悼碑と公園の建設を考慮していると発表して、日本政府に補償を要求する姿勢を示した。他方でイギリス

に対して、日本との交渉を始めることによつて解決策を探るように求めた。

しかし、イギリス当局がこの案件を公けに日本政府に取り次ぐことに消極的であつたため、シンガポール自治政府自ら、日本政府が埋葬費用と記念碑建設費用を支出するか、または教育に対する寄付を行うか、という案を提示した。¹⁰一方、イギリス植民地省も、シンガポール自治政府に対し、日本政府に正式な要求は行い得ないが、場合によつては何らかの賠償の姿勢を示すように日本政府に勧める可能性を排除してはいないと、伝えていた。¹¹事実、三月二三日、セルカーケは、前田総領事に対して、日本はシンガポールに謝罪の意思表示として「好意」による支払いを考慮すべきだと伝えた。¹²さらに、同月二九日、東京においてイギリス大使館のトレーンチ参事官が、上記のシンガポール政府提案を日本側に取り次ぎ、問題の早期解決が望ましいことを伝えた。¹³

しかし、日本政府は、他の占領地域において同種の事実が明るみに出ることを憂慮し、補償支払には慎重であつた。実際に、マラヤの華人による補償請求に向けた動きがクアラルンプールからしばしば伝えられていた。¹⁴たとえ、シンガポールに何らかの補償を支払うとしても、その他の地域を対象とするこれ以上の補償請求はサンフランシスコ平和条約の第一四条を根拠に却下したいというのが、日本政府の希望であつた。しかし、この問題は、条約や法の問題ではなく、政治の問題であつた。¹⁵そこで、三月二八日にトレーンチ参事官は、イギリス政府は「遺骨改葬援助、慰靈塔建立」か、「育英資金供与」などの方法によつて問題解決を図ることが適當と考えるとの本国からの訓令を宇山外務審議官に伝えた。¹⁶何らかの謝罪の姿勢を見せることが必要とされる状況となつていたのである。

三、リー・クアンユーとの交渉

(一)

六二年五月にリー・クアンユーが来日し、池田勇人首相と会談することとなつた。リー・クアンユーは、訪日前に解決の目途をつけておきたいと考えていた。⁽¹⁷⁾そこで四月一七日には、日本側に慰靈碑、公園、遊園地の建設資金の拠出を打診し、五〇〇万マラヤドル（約六億円）以下ならば逆効果であると伝えた。⁽¹⁸⁾しかし、訪日までには合意が成立せず、池田首相との首脳会談に問題解決は委ねられることになつた。まず、リーは池田に対して「共産主義者たちがこの問題を利用して反日感情を煽」つている状況を指摘した。さらにリーは、小坂善太郎外相との会談で、さきにシンガポール側が提案していた公園建設案を、約二、三週間後に日本側から申し出ることを提案しその後の二、三ヶ月間シンガポール世論の反応を見て、要求運動が沈静化する状況ならば日本側の手で公園建設を進めることで合意が成立した。しかし、この合意には但し書きが付されておりもし「一部左翼の煽動が激しく、公園建設によって本件解決の見通しが立たない場合には改めて検討する」とされていた。⁽¹⁹⁾また、このとき日本側は、公園建設費用について、一億五〇〇〇万円程度としたい考えであつたが、リーに明示することはなかつた。⁽²⁰⁾

その後、前田在シンガポール総領事は、六二年六月中旬のシンガポールでの交渉において、三億六〇〇〇万円を越えない額での公園建設を負担するという金額提示を行なつた。これに対して、リー・クアンユーは、しばらく検討させて欲しいと伝えた。その後、七月月中旬にシンガポールとマラヤとの合併会談が一段落したことから、リーは日本側提案の検討を開始した。

しかし、同年一一月一日に、リー・クアンユーは、中華総商会を納得させられなかつたとして、先に記したところの但し書きに従い、二〇〇〇から三〇〇〇万マラヤ・ドル（一四億から三六億円）規模の病院建設を改めて提案することとなつた。⁽²¹⁾

実は、リーは日本からの帰国後に中華総商会に日本提案の諾否を打診したのであつたが、中華総商会のコー・テクキン (Koo Teck Kin) は、「戦時の五〇〇〇万マラヤドルの献金のことを考慮に入れて」、一〇〇〇万から三〇〇〇万マラヤ・ドル相当の病院建設を主張した。その結果、これを受けいれたりーは、前田總領事に対し、日本の提案は金額が僅少すぎて受け入れられないと伝えてきたのであつた。前田は、中華総商会の提案は金額も問題である上に、形式が賠償的であるため、日本政府には受け入れられないと感じた。そこで、前田は、リーに中華総商会に対する再説得を要求したのであつた。その一方で、日本本国に向けては、当面、事態の成り行きを静観することを進言した。⁽²²⁾ こうした経緯によつて、日本側は、国内の要求をコントロールできないとして、リー・クアンユーへの不信感を募らせていくことになる。

日本政府にとって、新たな賠償の支払いは国内政治上の困難を伴うものであつた。六二年に解決したビルマ賠償見直しによつて、一切の賠償が終了したと説明していた政府にとって、国会での社会党ほか野党の反対は頭痛の種だつた。また、大蔵省が新規の財政支出に反対していることも重大な問題であつた。大蔵省の姿勢は後述するが、野党の賠償・準賠償支払いへの反対は、ほぼ一〇年間にわたつて政府を悩まし続けた問題であつた。

まず「血債」問題が発生する直前に池田内閣はタイ特別円問題を解決したが、これも野党の強い反対を押し切つて実現したものであつた。このタイ特別円問題処理では、六一年一一月に池田・サリット (Sarit Thanarat) 会談で、九六億円を無償供与として、日本からの生産物・役務の調達にあることで合意し、翌六二年一月に特別円新協定が締結されている。⁽²³⁾ その後、国会では批准審議の過程で社会党の森元治郎は、「タイに言わせれば、あんな鉄道は三分の一ぐらいしか動いてないし、動いたつて赤字ばかりで仕方がないからというふてくされたことを言つておりますが、どうですか、まず、タイの鉄道をひっぱがして、ちようだいしてきたら、どれくらい手間賃がかかつて――要らないものならば、ちようだいしてもいいと思う」。「敗戦国であつても、平和憲法をかたくとつて動かないならば、卑屈になる要はない」のであるから、日本の在タイ資産や泰緬鉄道がどう処分されたかをタイに解説させるべきである、と発言していた。⁽²⁴⁾

さらに、戸叶武は、こう発言している。「戦争に負けた国は理屈に合わなくても勝つた国に何もかもむしり取られても仕方がないという奴隸根性は改めてもらいたい」、かりに泰緬鉄道が「赤字経営であつても、もちろん作つたときの評価ほどはないにしろ、軍事目的で作つたのではあるでしょうが、やはり私は相当の財産だと思います。その財産というものを一文の価値もないというふうに見て、そうしてタイのほうへやるものだけはやるという方式をとつていかなければならないのでしょうか」。戸叶は、「民族の屈辱を受けないような抵抗を持った自主的な外交」を求め、アジアへの賠償を定めたサンフランシスコ平和条約を不平等条約と非難した。⁽²⁵⁾

民社党も同様に、本島百合子が衆院本会議において、「日タイ特別円協定に対する国民の疑惑の一つは、このような戦後処理協定にあたつて、当然処理すべきであつた日緬鉄道等のタイに対する債権を同時に相殺しなかつた」ことである、と述べて、こう続けている。戦争のなまなましい傷あとがいまだいえていない日本は、すでに四〇〇〇億円も賠償を払つているが、こうした支払いが「国民生活の圧迫となり、社会保障の充実、完全雇用の実施、低額所得層の生活水準の引き上げ等に支障を来たし、いまだ一千数百万人の生活困窮者をかかえておる原因ともなつておることを忘れてはなりません」。このようないいな發言は、南ベトナムとの賠償交渉における「鶏三羽」発言のときと同様に交渉に不確定要素をもたらしたが、結局、日・タイ特別円新協定は、自民党の賛成多数で無事国会を通過した。

(1)

そこで、日本政府の最大の関心は、シンガポールに対する謝罪の意味を込めた意思表示が、法的な賠償支払いとは異なることを明確にできるか否か、さらにシンガポールに対する支払いによつて、シンガポールからの今後の一切の個人的請求が終息するかどうかに置かれることになつた。⁽²⁶⁾ 東京のイギリス大使であつたコーネラツィー (Sir Hugh Cortazzi) は、すぐにビルマと韓国に対する莫大な支払いが予想される状況では、リーの要求に日本は応じられないこと、シンガポールがマレー

シアに合併されればこの問題が忘れ去られると見越して当面は棚上げにするという日本政府の決定を伝えた。⁽²⁸⁾ 実際、後宮虎郎アジア局長は、シンガポール側の多額の要求に応えることは、それがマラヤ連邦や北ボルネオからの同様の補償請求につながる、との憂慮を表明していた。

一方、リーは、六三年三月中旬、総商会の意向を受け、改めて前田に対して「公園案はもはやワーカブルではなくなつた。一五〇〇～二〇〇〇万マラヤ・ドル〔約一八〇二四億円〕で病院建設」という真摯なジェスチャーを示して欲しいと伝えた。実は、この前日に、総商会とシンガポール政府は、政府が記念碑と公園建設用地として土地を提供すること、その費用は政府と国民が折半することで合意していた。つまり、記念碑と公園はシンガポール側の資金によつて建設されるのである。その後も、リーは、早急に病院建設に踏み切る決断を日本側に求めていた。⁽²⁹⁾

実は、そのころ日本政府は、マレーシア設立前の解決と設立後の解決では、どちらが日本にとって有利かを天秤にかけていた。すでに前年七月に、イギリスとマラヤの首脳が、この年の八月三一日までにマレーシアを設立することで合意をしていた。検討の結果、日本政府は華人が人口の三分の二を占め、その圧力に屈しがちなリー・クワンユーのシンガポールではなく、華人が少数派になるであろうマレーシアとの交渉の方が有利になると判断するのである。

しかし、セルカーケの判断は、日本側の見通しとは異なつていた。彼は、このままこの問題を未解決のまま放置していると、ヨーロッパ系と中国系の人々の間でもより多くのきわめて悲惨な記憶が思い出されるようになり、この紛争が長期にわたる危険性があることを指摘していた。⁽³⁰⁾ このような観点に立つイギリス側が、何度も日本政府に早期解決を訴え続けたにもかかわらず、この助言は生かされることがないまま紛争は長期化するのであつた。⁽³¹⁾ リー・クワンユーも、この紛争長期化の原因を、華人に比べると日本人の残虐行為の犠牲とはなつていなかつたマレー人の支配するマレーシアに、シンガポールの外交権が移行するまで、日本政府が「のらりくらりと対応をしてきた」結果であつたと記している。⁽³²⁾

ところが六三年七月、日本外務省は積極的な姿勢に転換し、イギリス政府にはリー・クワンユーの説得を、セルカーケに

は中華総商会の説得を申し入れた。その背景には、外務省が大蔵省を説得して、補償金額の枠を一億五〇〇〇万円から六億円までに拡大することに成功したという事情があつた。つまり、大蔵省の譲歩により外交交渉の余地が広がつたのである。しかし、いかなる合意も六億円の範囲内に収まるものである必要があつた。外務省と大蔵省との折衝では、シンガポールの要求額（一八〇二四億円）は謝罪意志の表明としての域を超えており、さらに「マラヤ・ボルネオなどに波及する恐れもあり、これを少額にとどめ約六億円の範囲内」に抑えることを狙うこと、さらには「先方が、これに応じない場合には問題の解決をマレイシア成立後に、引き延ばす旨の基本方針」で臨むという合意が形成されていた。そこで、七月三日には在シンガポール田中総領事が、シンガポール政府と中華総商会に対して、日本政府の謝罪の意思の表明として、「ガン治療施設の設置、教育施設への器材寄付、技術留学生受け入れの増員」を日本側の負担で図る案を提示した。ところが、この田中総領事の提案においても金額を明示することを避けたために、中華総商会からの強い反対に遭遇することとなつた。³³ リーは、八月六日、「Atonement の額が五〇〇万マラヤドル（六億円）程度ならば自分としてはどうすることもできない」と、田中総領事に漏らしたのである。³⁴

これを契機に、中華総商会は対日非協力運動を呼びかける具体的行動を採用し、八月二十五日には大規模な市民集会が開催されることとなつた。日本側は、この動きに驚き、八月一七日にはリー首相に対し、日本人の生命財産の保護を要請し、さらに二〇日にはリー首相にあてて公開書簡を送付して、放射線センター、四大学に対する実験機材供与、留学生の増加という新たな日本側提案を一般市民に広く周知させようとしたのであつた。³⁵ 一方、シンガポール政府は、二六日の政府ストレートメントでこの提案を公に拒絶した。リー・クアンユーとしては、マレイシア結成の直後に総選挙を行うことを計画していたために、マレイシア結成反対派に、対日「血債」問題で自らが弱腰であるという攻撃材料を与えないように、「日本からの投資への影響は度外視」しても、対日強硬姿勢を貫かなければならなかつたのである。³⁶ その後、八月二十五日の市民集会では、五〇〇〇万マラヤ・ドル（約六〇億円）の要求貫徹、対日非協力運動の展開、日本人のシンガポール入国拒否に関する

る決議が採択された。⁽³⁷⁾ 外務省も、本省から人を派遣してこの集会の情報を収集させたが、その報告内容は、華人の要求の強硬さと他の民族の穩健さの対照性を強調したものであつた。⁽³⁸⁾ しかし、実は後に判明するように、この集会で中華總商会が「すべての民族」による対日抗議運動を呼びかけたように、この問題は「潜在的にはあらゆる民族を糾合しうる争点」であつた。⁽³⁹⁾ その後、九月一六日以降、実際に反日ボイコットに発展し、在留日本人に危害が加えられる恐れすら生じていった。

(III)

このような進展は、リー・クアンユーをいらだたせた。彼は、シンガポールの経済建設のためには日本からの投資が必要であると考え、華人の激しい要求を穩健なものに抑えようと苦慮していた矢先であつたからである。特に、九月一六日のマレーシア結成まで交渉を引き伸ばそうとする日本側の姿勢に対して批判的で、その結果はマレーシア全土に対日補償請求運動を拡大させるのみであろうとの不満を漏らすこととなつた。それでも、リー・クアンユーは、この問題で日本と敵対すれば、その後の加盟問題が議論されると考えられていた国連においてマレーシアに対する日本の支持を失うおそれがあつたこと、さらには対日「血債」請求運動の全体が共産主義者に握られる危険性を考え、早期の問題解決を図ろうとしていた。⁽⁴⁰⁾ 実際、対日「血債」請求運動には、リー・クアンユーの進めるマレーシア統合に対する共産主義者の反対運動に利用されていれる側面が含まれていたのである。そこで、リー・クアンユーは前述した八月二十五日の集会が自分に対する批判集会に転化しないよう努め、なんとか無事に切り抜けた後、マレーシアとの統合をいつそう推し進めたのである。

その後、リー・クアンユーは、マレーシア結成の期日をインドネシア、フィリピンに配慮して九月一六日に延期したイギリスおよびマラヤに対して、当初の予定期日であつた八月三一日に一方的にシンガポールの独立を宣言し、外交権の委譲をイギリス政府に迫つた。これはマレーシア統合の日までに、「血債」問題を解決するための措置でもあつた。それほど、マレーシア統合への反対勢力に「血債」問題が利用されていることを警戒していたのである。⁽⁴¹⁾

ところが、一方の日本政府は、上田総領事が六四年六月に「血債問題は、リー・クアンユーに選挙目的に利用されていたもので、シンガポールでの選挙が終わったあとはもはや政治的争点ではなくなった」と認識していたように、リー・クアンユーを国内の要求を抑えられない、交渉相手にふさわしくないとみなしていた。⁽⁴²⁾

東京のイギリス大使館は交渉行詰まりの原因を、日本側の認識の誤りにあると見ていた。東京からの報告では、日本政府は、シンガポールの要求に応えることがマラヤやボルネオなどの華人による補償要求へ、さらには香港などのかつての占領地域における要求へと「雪だるま」式に拡大することを恐れていることが伝えられていた。さらに、シンガポールの補償要求運動を、日本政府が、単に共産主義者に扇動され、その宣伝に利用されているにすぎないとみなしていることも報告されていた。

そこで、イギリス大使館は、シンガポール華人の対日嫌悪感を日本人が理解していない点を、大平正芳外相との会談が予定されていたヒューム（Sir Alexander Frederick Douglas-Ham）外相から、直接説明する必要があると考えた。⁽⁴³⁾ ところが、六年九月にヒュームと会談した大平は、「日本政府は、補償や賠償金を支払つつもりはないが、病院・学校建設の線で、償いの意思表示を行なうことを考えている」と述べたものの、シンガポールは少し興奮しており静かな対話が必要だと述べて、マレーシア成立以後への解決先延ばしを示唆した。さらに、大平は、逆にヒュームにシンガポールの要求を沈静化させるための働きかけを期待した。ヒュームは、この問題を即座に解決するか、興奮が収まるのを希望して待つかは日本が決定することだとはしながらも、この問題はリーにとって厄介な政治的争点であり、できるだけ寛大かつ早期に解決されるべきだ、とのセルカーカークからの助言を伝達した。⁽⁴⁴⁾

しかし、日本政府は、九月一二日に池田首相、大平外相、島重信外務次官による協議の結果、シンガポールとの交渉による解決を見送ることを決定する。その結果、六三年九月一六日のマレーシア成立をもつて、交渉はマレーシア政府との間に移行することとなつた。この決定の背景には、冷静さを失つたとされたシンガポールが交渉相手として不適当と見られたこ

と以外に、最終的にはシンガポール以外のマレーシア全土の要求も解決しなければならないとの判断があつた。いずれにしても、この問題に関してマラヤ政府が従来穩健な態度で臨んでいたことが、日本にとつては有利な材料と考えられたのである。⁽⁴⁵⁾ 田中総領事は、「果たして、ラーマンが、シンガポールの華僑を抑えることができるか、疑問なしとせず、ラーマンが態度を豹変させる」ともありうる」との意見を伝えていたが省みられることはなかつた。⁽⁴⁶⁾

四、ラーマン首相との交渉

(一)

六三年九月一六日のマレーシア結成を前にして、マラヤ外務省は、「マラヤ政府は日本政府が本件につき、シンガポールのみならず、マレーシア全域について、慰靈措置をとろうとしていると了解しているが、マレーシア成立後、同政府は必要と認めれば日本政府と交渉する用意がある」と発表した。⁽⁴⁷⁾ 一方、マレーシア結成式典に政府代表として出席するため、綾部健太郎運輸相が特派大使としてクアラルンプールを訪れた。イギリス側では、この機会に綾部が華人の商会代表と面会することを望んでいた。しかし、この示唆を受けた大隈駐マレーシア大使は、「これ以上、日本政府は、中華総商会のような団体と議論をする意思はなく、今後はクアラルンプールの連邦政府を通じて交渉を行う」ことを明確にして、この申し入れを拒絶した。⁽⁴⁸⁾ また一億一〇〇〇万マラヤ・ドル（一三二億円）を要求する書簡を手交するため面会を求めた全マラヤ中華連合総商会代表に対しても、大隈は「本件は外交問題につき民間代表たる諸君と交渉ないし話し合う立場」にはないと突っぱねた。⁽⁴⁹⁾ 日本側のこうした対応は、マレーシア成立後にはラーマン（Tunku Abdul Rahman）首相が日本に有利となるような形での解決をもたらしてくれるのではないかという期待によるものであつた。つまり、マレーシア内の四地域（マラヤ連邦、シンガポール、サバ、サラワク）全体に対して償いの姿勢を示す形での一括解決、それも日本にとつて受け入れやすい解決が、マ

レーシア結成以後には可能となるという見通しが日本側に存在していたのである。⁽⁵⁰⁾

事実、マレーシア結成によつて、日本との交渉当事者となつたラーマン首相は、シンガポールの対日請求運動指導者代表に向かつて、「日本とマレーシアとの関係は、特に今の段階においては重要であり、日本に血債請求を迫ることによつてこの関係を傷つける意志はない」と述べ、さらにはシンガポール商工会議所代表团に向かつて「対日ボイコットを停止するよう」要求した。ラーマンは、インドネシアがマレーシア粉碎政策の一環であつた「経済的なコンフロンタシ」によつて、マレーシア経済の破壊を試みている状況に強い危機感を抱き、日本との経済関係の強化に重要性を見出していた。⁽⁵¹⁾

その結果、ラーマンは、シンガポールの対日請求運動指導者らに対して、「血債」問題を連邦政府が取り上げることを約束する見返りに、反日ボイコットを抑制させるなど、自ら事態の沈静化を図つていく。⁽⁵²⁾ つまり、マレーシアとしての優先順位は、日本との経済関係強化によるマレーシアの経済的生存に置かれ、「血債」請求はその障害とすら考えられるようになつていたのである。こうしたマレーシア側の事情に対応して、日本政府は六三年九月に交渉を再開することを決定し、「血債」問題は正式に日本・マレーシア間の外交案件となるのである。⁽⁵³⁾

(II)

日本から後宮アジア局長がマレーシアに派遣され、六三年一〇月二四日から交渉が開始された。しかし、六度に及ぶ交渉とラーマン首相との直接交渉にもかかわらず、なんらの合意を得ることなく、この交渉は物別れに終わつた。その理由は、日本側が提示した金額がマレーシア側の要求（五〇〇〇マラヤ・ドル、六〇億円）を下回つていたこと、さらに解決を容易にするためにマレーシア側が持ち出した借款に関する利率が、日本側の提示した利率とかけ離れていたことにあつた。⁽⁵⁴⁾ ただし、この交渉初日にラーマンが「atonement の措置につき妥結する場合はこれにより一切の戦争中の日本軍の行動に起因する補償問題は解決することになる」と「血債」を明らかにしたことは、日本側にとって有利な成果であつた。一方、戦時中の献金問

題を別問題として、虐殺事件への補償に限定しようとした日本側に対して、ラーマンは一切の問題を一括して解決する方法を提示した。⁵⁵

この交渉の席上でマレーシア側から提示された無償供与五〇〇〇万マラヤ・ドルという数字は、「日本軍の種々の残虐行為を測る適當な尺度がないので、たまたま強制献金額が五〇〇〇万マラヤ・ドルであつたことを、物理的な標準として」採用されたものであった。これに対し、日本側は、二〇〇〇万マラヤ・ドル（二四億円）の無償供与か、もしくは一五〇〇万マラヤ・ドル（一八億円）の無償供与プラス三〇〇〇ないし三五〇〇万マラヤ・ドル（三六〇四二億円）のコマーシャル・ベースでの借款供与の選択を提示した。次に、マレーシア側は、妥協案として二〇〇〇万マラヤ・ドル（二四億円）程度の無償供与に加えて、借款部分を無利子もしくは長期の低金利による政府借款として、「シンガポール華僑」に全般的な經濟的利益が五〇〇〇万マラヤ・ドルになると説明できる方法を考案することを日本側に要請した。⁵⁶しかし、先に述べたように交渉は妥結しなかつた。それは、日本の大蔵省が無償資金二〇〇〇万ドルは認めたものの、有償分の金利を対印・対パキスタン円借款並みの五・七五%を主張して譲らなかつたために、借款の利率をめぐつて折り合うことができなかつたのである。最後には、日本側は「親日的な態度」を示してきたラーマンの政治判断に期待をかけて、ラーマンと後宮との直接会談に持ち込んだが、ラーマンは大蔵省案を拒絶して、交渉は中断のやむなきに至つたのである。

皮肉なことに、金額の面からは、リー・クアンユーが非公式に持ち出していた病院建設の想定費用が一五〇〇万（一八億円）から二〇〇〇万マラヤ・ドル（二四億円）であつたので、これがシンガポールに限定されたものであつたにしろ、全マレーシアを対象とした六〇億円は明らかに割高なものであつた。ここに至つて日本側は、「マレイシア側が李シンガポール首相と在シンガポール総領事との間に行なつた從来の話合いを少しも問題にせず、専らシンガポールの総商会乃至住民の声ばかりを取り上げる」と非難した。しかし、マレーシア政治の視点からすると、マレーシア政府は、「李首相は総商会乃至住民の意向を少しも取り上げることなく独断で」交渉を行うような政治家であつたために日本との交渉に失敗したのであり、

一方、新政府は「民衆を納得させることができる」解決策を手に入れて、より民意に誠実で交渉能力をも併せ持つことを実証しようとしたかったのであるから、このような強硬な態度は当然の成り行きであつた。

さらに、日本側は「従来マラヤの人間は対日請求に熱心でなかつたのに、これをシンガポールと同等の地位において加算要求することの不公正なこと」を訴えたが、これについても常識的に考えれば、マレー・マレーシア政府がマレー人の請求よりもシンガポール華人の請求を優遇するような政策を探り得ないことは当然のことであつた。⁵⁷要するに、この交渉の失敗は、ラーマンは「親日的」であるとの思い込みを頼りに、多民族からなる新国家マレー・マレーシアの政治力学を理解できなかつた日本政府・外務省の能力の欠如を示すものであつた。

五、「血債」交渉の妥結

(一)

その後、六四年半ばまでは、マレー・マレーシアにおける総選挙、マレー・マレーシア国王の日本訪問などがあり、ラーマンが「血債」問題を外交案件として取り上げることを望まなかつたために、交渉は進展しなかつた。⁵⁸日本側も、自ら交渉再開を持ち出すことは「寝た子を起こす」ようなものであるとされ、積極的な働きかけは行なわれなかつた。その一方で、マレー・マレーシア駐日大使が後宮アジア局長に、「トゥンクー（ラーマンを指す）は最近の Confrontation の激化問題で忙殺されており、補償問題交渉再開どころではない」と述べたように、スカルノによる「マレー・マレーシア粉碎」政策が高揚したことで、マレー・マレーシア側には対日請求を持ち出す余裕が失われていた。⁵⁹六〇年代半ばのマレー・マレーシアとインドネシアの紛争は、中国、イギリス、アメリカなどの大国を巻き込み、ベトナム戦争とともに地域的不安定を生み出した。日本は両国の和解調停に動いたが、池田政権期にはイギリスおよびマレー・マレーシア政府の観点からは、ややもするとインドネシア寄りと見られることが多く、日本とマレー・マレーシア

との関係は良好なものではなかつた。⁽⁶⁰⁾ 六五年初頭には、新たな提案を日本が持ち出すことで、マレーシアとの「血債」問題の早期解決を図り、それを梃子としてインドネシア・マレーシア紛争の仲介役を果たそうという動きが外務省にみられたが、実際の大きな動きにはならなかつた。⁽⁶¹⁾

マレーシアにとってスカルノの「マレーシア粉碎政策」の脅威は、日本側の想像を超えるものであつた。インドネシアの対決政策が継続していた六五年五月のラーマン訪日の前には、シンガポールの中華総商会の代表の方からラーマンに対し、「インドネシアの対決政策に対して友人を勝ち得る必要性から、血債問題を取り上げることを延期する」ように申し入れた。⁽⁶²⁾ つまり、インドネシアのマレーシア粉碎政策はそれほどマレーシア国家の存亡にかかわるものであり、その脅威を前にしては、日本との友好関係を損ない、日本をいつそうインドネシア寄りにさせかねない「血債」問題を、マレーシア側から持ち出し得る状況ではなくなつていたのである。

その後、シンガポールが六五年八月にマレーシアから分離独立したことで、解決に向けた動きは一時ストップした。日本は、マレーシアとの交渉に加えて、シンガポール政府との間でも、「血債」問題の処理を図る必要に迫られることとなつた。これにより交渉はいつそう複雑化したが、この分離も日本側の想定の範囲を超えたものであつた。

(二)

一方、シンガポールの独立を達成して「一刻も早く両国間にいい関係を作り上げ、日本の企業家たちにシンガポールに投資してほしかつた」リー・クアンユーは、早期の問題解決を望んでいた。⁽⁶³⁾ その後、シンガポールが六六年六月に補償問題の早期解決を正式に要請し、両国間の交渉が再開された。細かな交渉経緯はここでは省くが、同年一〇月に椎名悦三郎外相がシンガポールを訪問した結果、最初の交渉開始から四年以上の歳月を経てシンガポールとの「血債」問題はようやく解決することになつた。この際、金額について、シンガポール側は「本件は政治問題化し反対派は解決が遷延する事態を自派に有

利に利用せんとしている状況で……本件解決の為には現在既に五〇〇〇万（シンガポール）ドル（六〇億円）は動かし難い数字となつていて、これを有償無償同額に折半する以外にはいまさら政治的に動かし難い」と主張した。⁽⁶⁴⁾ 椎名はこれを受け入れ、一〇月二五日の共同コミユニケにおいて、無償供与、借款それぞれ二五〇〇万シンガポール・ドル（約三〇億円）を供与することで意見の一一致をみたのである。

他方、シンガポールに先を越された形となつたマレーシアとの交渉は、この六六年一〇月の椎名のマレーシア訪問では妥結を見なかつた。しかし、この交渉の場でラーマンからシンガポールと同額の無償供与（約三〇億円）が最低条件であることが伝えられた。さらに一一年には、ラーマンから問題解決促進を要望する佐藤栄作首相宛親書が届けられた。この間、形式的には「血債」問題とは切り離された援助として、同月に第一次マレーシア五カ年計画の開始に合わせるため、その後の五カ年間で一八〇億円（約一億五〇〇万マレーシア・ドル）を貸与することが約束された。この多額の借款供与がマレーシアの対日感情の好転を導くことになり、六七年五月のラーマン首相来日時に、佐藤首相との首脳会談が持たれた結果、外航用貨物船二隻を主体とする二五〇〇万マレーシア・ドル（約二九億四〇〇〇万円）の無償現物供与で、大筋の合意が得られた。正式の協定調印は六七年九月の佐藤のマレーシア訪問時に行われた。⁽⁶⁵⁾

この協定は、「日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定」と呼ばれるが、名称がこのようになつた理由は、日本が主張した「経済協力」協定という言葉を、マレーシア側が「協定の内容から言つて不適当」として退けたことと、逆にマレーシアが「補償」という用語を入れることを要求したが、これを日本側が受け入れなかつたことの結果であつた。⁽⁶⁶⁾ 一方、日本・マレーシア間の協定成立を待つて結ばれたシンガポールとの正式協定も、「日本国とシンガポール共和国との千九百六十七年九月二十一日の協定」と呼ばれ、二五〇〇万シンガポール・ドル（約二九億四〇〇〇万円相当）を無償供与することが含まれていた。この無償資金は、造船所建設用の資機材や宇宙通信地上局建設用の資機材などの購入にあてられた。また、同額の円借款は、外航船建造用の資機材と衛星通信地上局の建設に充当された。

最後に注意すべき点を一つ指摘しておきたい。それは、マレーシアとの協定では「マレイシア政府は、両国間に存在する良好な関係に影響を及ぼす第二次世界大戦の間の不幸な事件から生ずるすべての問題がここに完全かつ最終的に解決されたことに同意する」と規定されたのみであるが、シンガポールとの協定においては「シンガポール共和国は、第二次世界大戦の存在から生じる問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認し、かつ、同国及びその国民がこの問題に関する請求をも日本国に対し提起しないことを約束する」と規定されていることである。⁽⁶⁷⁾つまり、文面上はシンガポールのみが個人の請求をも放棄したかのように読めるが、その経緯は以下の通りであった。

日本側は、シンガポールと同様の規定を、マレーシアとの協定にも入れることを希望していた。ところが、そうした内容を含む協定が、一度はラーマンによつて署名がなされたにもかかわらず、マレーシア国内の華人の反日、さらには反マレーシア感情の悪化を恐れたラーマン以外の全閣僚が閣議で反対して否決してしまつたのである。その結果、マレーシア側は、「このような表現は「国民の合法的な発言や行動を制限すると誤解される恐れがある」として再交渉を要求し、最終的に上述の条文に落ち着いたのである。⁽⁶⁸⁾

さらに、両国への無償供与金額は同額であつたが、これは、椎名に対してラーマンらが「マレイシア側はシンガポールより被害者も多いことでもあり、若し日本政府がシンガポールになにがしかを出され、マレイシアにはより少ないということであれば、自分としても国内を押えにくい政治的立場にある」、「シンガポールと同額ならば国内では手が打てる」と申し入れて、椎名も「折半ということで考えてほしいとの話は伺つているが、なるべくそのラインで考えてみたい」と応じたことによる。⁽⁶⁹⁾しかし、これによつてすべての問題が解決したわけではなく、現在でも対日戦争責任の追及は続いている。⁽⁷⁰⁾

六、戦争責任問題と日本外交

このように、事実を争わない戦争中の残虐行為について、かつ謝罪の意志を示すことが当初から定まっていた「血債」問題の処理過程においても、日本政府の対応はその金額を最小限に抑え、少しでも自らに有利となる条件を追求しようと/orするものであった。到底、謝罪の精神が貫かれていたと言えるものではなかつた。その結果、六二年五月のリー・クアンユーの来日時に、池田首相は「心からの遺憾の意」を表明したが、これは「謝罪」とは受け取られず、リー・クアンユーにとつては今日でも日本は「決して本気で悔い改め謝罪しない国」であり続いている⁽²⁾。もつとも金額を最小限に抑える努力は、大蔵省への説得と野党の反対をかわすために不可欠ではあつた。したがつて、六三年九月の田中総領事の次のような意見も受け入れられる余地はなかつた。

「わが国の国内事情により、早急に多額の金額を用意することはきわめて困難であるとは思うが、戦時中、この地域に関係していたものとして、シンガポールの事件は余りに有名であり、中国人の感情には同情できるし、またこの地域が、日本軍占領地域中、賠償を得ていない唯一の地域である」

また、田中は、シンガポールは日本にとつて経済的にきわめて重要な地域であり、結果的に現実となつた金額の二五〇〇万マラヤドル（約三〇億円）を目安に「大乗的見地から政治的解決を図るべきではないか」とも進言していたのである⁽²⁾。つまり、逆に言うと、政府のトップにシンガポールの地理的重要性にかんがみた「戦略性」が見られたわけでもなかつたのである。

さらに日本政府が、新興アジア諸国のナショナリズムと共産主義との結合の阻止をアジア外交の課題にしていたとするならば、シンガポールの華人の要求には寛大にかつ早期に対応すべきであつた。とくに対日請求運動が共産主義者に利用されていると考えていたのであるから、なおさら共産主義者と戦つていたリー・クアンユーの立場の強化に努めることが必要で

あつた。しかし、実際には、日本政府は国内の要求に抵抗し得ない「弱い」政治家としてリー・クアンユーに対する不信感を募らせていつた。このことは外務省がマレー・シンガポールの内情に疎かつたことを示しているが、必ずしもシンガポール華人の持つ反日感情への無理解を意味しているのではない。むしろ中国系の反日感情をある程度理解していたがゆえに、華人の代表者との交渉を嫌い、相対的に反日感情が少なく「親日的」と思えるラーマンを交渉の相手としたのである。また、東南アジアの「華僑」は、「反日」で、共産主義者で、中国寄りであるというステレオ・タイプが存在していたことも指摘できるであろう。さらに言えば、反日感情の解消や緩和に努力するよりも、これを回避して懸案を有利に片付ける方が外交担当者としては成功とされ、「国益」にもかなうという考えは、戦後の「賠償外交」を貫く特徴であった。

結局、インドネシアの「マレー・シンガポール」政策が、「血債」請求を沈静化させ、交渉を遅延させることに役立ち、時間の経過とともに、日本の経済力がマレー・シンガポールによつて必要とされていくことが解決を促進したのであつた。また、ビルマへの追加賠償やインドネシアへの経済援助に比べて、マレー・シンガポールとの協定成立が遅延したのは、日本にとってこの地域が共産主義の脅威にさらされているにしてもイギリスの勢力圏、いわば責任地域であつて、日本自身が共産化阻止、中国からの切り離しの責任を感じていたビルマ、インドネシアとは区別されていたからであつた。この過程で明らかになつた日本外交の欠点、とくに現地住民の反日感情と相手国の国内政治過程との相互作用に関する無理解は、七〇年代前半の東南アジアにおける反日暴動においても、再び重要な要因として現れる事になる。

注

- (1) 波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策』(早稲田大学出版部、一九七〇年)。
- (2) マラヤ地域については、終戦後、占領期に支払われた中間賠償があるが、その経緯については原不二夫「日本とマレー・シンガポールにおける企業グループの形成と再編」(アジア経済研究所、一九九四年)一五三～八二頁に詳しい。また、本稿のテーマと重なるものに、池田直隆「『シンガポール血債問題』と日本の対応」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九四、二〇〇六年)がある。
- (3) アジア局「マレイシア補償問題についての大蔵省当局との打ち合わせについて」一九六四年六月一二日(「日本・マレイシア協定関係 第五卷」〇一一〇一二〇〇一一〇九七六四)。

- (4) 篠崎護は、『ハンガポール占領秘録』（原書房、一九七六年）の中での事実を描写しているが、すでに終戦直後の戦犯裁判において明らかにされていた。
- 茶園義男編・著『シンガポール英軍法廷・華僑虐殺事件起訴詳報』（不二出版、一九九五年）参照。
- (5) 蔡史和「戦後日本と東南アジアのギャップ」（早稲田大学社会科学研究所『現代日本の歴史環境』一九九七年三月、所収）八頁。
- (6) 国会答弁資料「戦時中シンガポールにおける日本軍による殺害された中国人に関する件」田村不明（前掲、「日本・マレーシアの協定関係 第五巻」）。
- (7) 「ハンガポール対日補償要求の動き」（「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」B'3.1.3-1-1）。
- (8) Acting U.K. Commissioner to Secretary of State for the Colonies, Mar 5, 1962, FJ1492/5, FO371/165018.
- (9) Publications, Foreign Office Files for Japan and the Far East, Series Two 収録のもの。Q。
- (10) 「ハンガポール補償問題交渉の経緯」、「ハンガポール対日補償要求の動き」（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (11) FO Minute by Hitch, Mar 23, 1962, FJ1492/6, FO371/165018.
- (12) Selkirk to Secretary of State for the Colonies, Mar 26, 1962, FJ1492/7, FO371/165018.
- (13) 「ハンガポール対日補償要求の動き」（前掲、「日本・ハンガポール補償協定 調書・資料」）
- (14) 大隈大使発外相宛「クアラルンパールにおける日本軍による中国人殺害事件に関する件」一九六一年五月七日（「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）○
一一〇-一一〇〇-一〇九七六〇）。
- (15) Minute by de la Mare, Apr 4, 1962, FJ1492/10, FO371/165018.
- (16) 「ハンガポール対日補償要求の動き」（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (17) 同右。
- (18) 同右。
- (19) アジア局南西アジア課「小坂大臣ヒュー・シンガポール首相会談要旨」一九六一年五月二五日、小坂外相発大野克己在英大使宛「リー・シンガポール首相の来日にに関する件」一九六二年五月三〇日（「シンガポール要人訪問関係 リー・クアンユー首相関係」○-一一〇-一〇〇一-〇一八〇八）。
- (20) 「政務次官ブリーフィング資料 シンガポール遺骨補償問題について」南西アジア課、一九六三年八月一〇日、前掲「シンガポール対日補償要求の動き」（「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）、リー・クアンユーは、この訪日では具体的な解決には至らなかつたとしている。リー・クアンユー『リー・クアンユー回顧録』（日本経済新聞社、一九九〇年）上巻、三三五頁、下巻、四三一頁。
- (21) ア西「マレーシアの対日補償問題交渉経緯」一九六三年一一月（「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）。
- (22) Moore to Roberts, Dec 7, 1962, FJ1491/2, FO371/170788, 「ハンガポール対日補償要求の動き」（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (23) 大平正芳「春風秋雨」（鹿島研究所出版会、一九六六年）七八～八一頁。
- (24) 第四〇回国会参議院外務委員会二三郎、一九六二年四月一七日、参院本会議二〇号、五月四日。
- (25) 第四〇回国会参議院外務委員会一一号、一九六二年五月二日、同二二号、五月四日。
- (26) 第四〇回国会衆議院本会議第二二二号、一九六二年四月六日。
- (27) Trench to de la Mare, April 19, 1962, FJ1492/12, FO371/165018.
- (28) Cortazzi to McKenzie Johnston, Dec 28, 1962, FJ1491/1, FO371/170788.
- (29) 竹下秀邦『ハンガポール リー・クアンユーの時代』（アジア経済研究所、一九九五年）五一七頁、「シンガポール対日補償要求の動き」（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (30) Selkirk to FO, Aug 31, 1963, FJ1491/23, FO371/170789.

- (31) Trench to MacLehose, May 10, 1963, FJ1491/11, FO371/170788.
- (32) 前掲、「政務次官ブリーフィング資料 シンガポール遺骨補償問題について」、「總理ブリーフィング資料 シンガポール遺骨問題最近の動き」南西アジア課、一九六二年八月二三日（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。リー・クワンゴー、前掲書、上巻、二二五五頁。
- (33) リー・クワンゴーの算定では、ノルマのプロジェクト総額は五〇〇万から一〇〇〇万マーラヤ・ドル相当とやれてる。同右。
- (34) 前掲、「シンガポール対日補償要求の動き」。
- (35) 同右。
- (36) リー・クワンゴー、前掲書、上巻、二二二二五～六頁。
- (37) 清水洋・平川均『からゆあわせんじ經濟進出 世界經濟の中のシンガポール－日本関係史』（ワセハズ、一九九八年）二四九頁、蔡、前掲論文、九頁。
- (38) 「村岡事務官出張報告」田付不明（前掲、「日本・シンガポール補償協定」）。
- (39) 甲斐文比古『国境を越えた友情』（東京新聞出版局、一九九〇年）二二六頁、Ward to CO, Aug 22, FJ1491/24, FO371/170789.
- (40) Selkirk to the Secretary of State for the Colonies, Sep 4, 1963, FJ1491/25, FO371/170789; 清水・平川、前掲書、二二四九～五二一頁参照。また同書二二九頁、実際には日本人・企業をシンガポールから締め出や動かせつながらだらうだらう。
- (41) リー・クワンゴー、前掲書、上巻、二二二二六～七頁。
- (42) Cortazzi to Bentley, June 11, 1964, FJ1022/31, FO371/176005.
- (43) Morland to FO, Aug 29, 1963, FJ1491/21, FO371/170789.
- (44) Minute of Meeting between Home and Ohira, Sep 5, 1963, FJ1051/47, FO371/170757.
- (45) △四「マレーシアの対日補償問題交渉総譜」一九六二年二二四頁（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）。
- (46) 前掲、「村岡事務官出張報告」。
- (47) 南西△「シンガポール遺骨問題」一九六二年一〇月一四日（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (48) Singapore to Kuala Lumpur, Sep 20, 1963, FJ1491/25, FO371/170789.
- (49) 大隈発大平大臣宛一九六二年一〇月七日（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）、南西△「シンガポール遺骨問題」一九六二年一〇月一四日（前掲、「日本・シンガポール補償協定 調書・資料」）。
- (50) Morland to FO, Sep. 16, 1963, FJ1491/29, FO371/170789. 前掲、「シンガポール遺骨問題」。
- (51) Kuala Lumpur to CRO, Sep 27, 1963, FJ1491/25, FO371/170789. マレーシア結成をめぐる紛争については、宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本』（創文社、二二〇〇四年）参照。
- (52) Singapore to Kuala Lumpur, Sep 28, 1963, FJ1491/25, FO371/170789. 之の際、対日ボイコット取下げの見返りに要求されたのが、五〇〇〇万マーラヤ・ドルを下回った（総額の対日請求額もいた）。大隈大使発大平外相宛「対日補償要求の件」一九六二年一〇月二二日（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）。
- (53) Morland to FO, Sep. 27, 1963, FJ1491/30, FO371/170789.
- (54) Kuala Lumpur to CRO, November 2, 1963, FJ1491/35, FO371/170789.
- (55) 大隈発大平外相宛「マレーシアの対日補償要求問題の件」一九六二年一〇月二二日（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）。献金問題については、篠崎、前掲書、五一～七〇頁、参照。
- (56) 大隈発大平外相宛「マレーシアの対日補償要求問題の件」一九六二年一〇月二二五日、同一二八日付（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第一巻」）。
- (57) 大隈大使発大平外相「対日補償問題に関する件」一九六二年一〇月三一日、同右。
- (58) ア西「マレーシアとの補償問題に関する件（甲斐大使引見に際しての参考資料）」一九六二（四）年一月二二日、同右、Cheke to MacLehose, June. 17, 1964,

- (59) 椎名外務大臣発甲斐大使「対日補償問題についての新聞報道について」一九六四年八月一五日、同右。
- (60) 詳しへは、波多野・佐藤、前掲書。
- (61) Cortazzi to Bentley, Feb. 3, 1965, FJ1491/1, FO371/181102.
- (62) Martin to Cortazzi, Apr. 7, 1965, FJ1491/2, FO371/181102.
- (63) リー・クンハイ、前掲書、「卷 四」|頁。
- (64) 「椎名外務大臣・ラハヤットナム外相会談要旨」一九六六年一〇月一四日（「椎名外相東南アジア歴訪関係一件」）。
- (65) 甲斐、前掲書 四〇～一頁。
- (66) 甲斐大使発外相宛「日・マ補償問題協定交渉」一九六七年七月一五日、同七月二九日付（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第四卷」）。
- (67) 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第二卷』（原書房、一九八四）七一四～八頁、『経済協力の現状と問題点 一九七四』四一〇～一頁。
- (68) 甲斐大使発「日・マ補償問題協定交渉」一九六七年八月一七日（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第四卷」）、南西アジア課「マレーシア・シンガポールとの一九六七年九月二一日の協定の署名について」（前掲、「日本・マレーシア協定関係 第五卷」）。
- (69) 「椎名外相・ラーマン首相会談要旨」一九六六年一〇月二二日（前掲、「椎名外相東南アジア歴訪関係一件」）。
- (70) 原不二夫「マレーシア、シンガポールの賠償問題」『季刊 戦争責任研究』一〇』一九九五年、参照。
- (71) リー・クンハイ、前掲書、下巻、四三一～二頁。
- (72) 南西アジア課長「対日補償問題に関するシンガポールの現地情勢報告書配布の件」一九六三年九月九日。